

投票用紙等の発送のできる日について

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による不在者投票並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項による特例郵便等投票のための投票用紙等の発送のできる日については次のとおりとする。

令和8年1月26日

一宮市選挙管理委員会
委員長 倉 兼 清 子

投票用紙等の発送できる日

令和8年1月27日からとする。

ただし、最高裁判所裁判官国民審査については令和8年1月31日からとする。